

展示「昭和戦時下の滋賀県民」

平成 24 年 7 月 10 日～9 月 13 日



致 一 國 舉

勤勞報國 堅忍持久

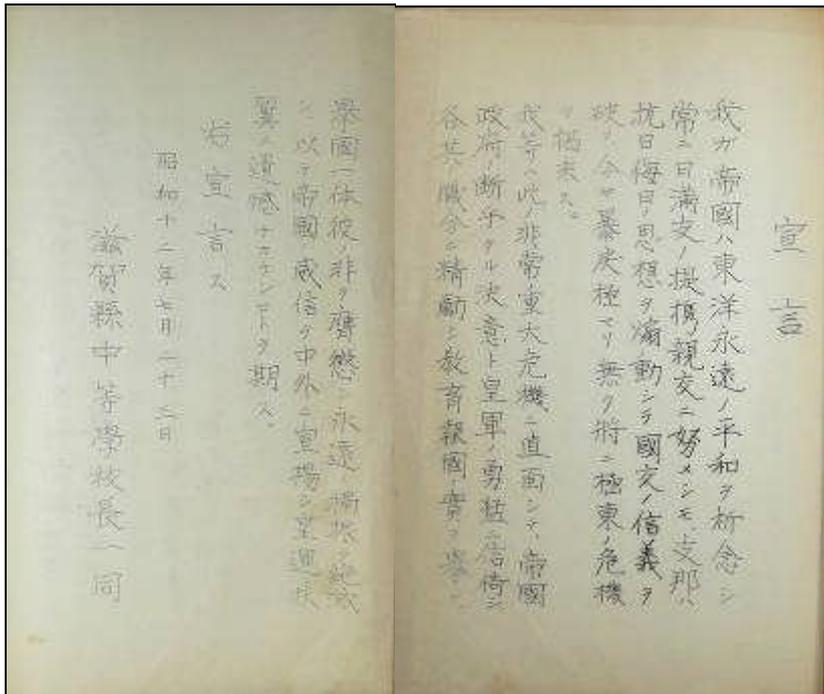
國民精神總動員強調週間

十月十五日	十月十六日	十月十七日	十月十八日	十月十九日
十月十五日	十月十六日	十月十七日	十月十八日	十月十九日
十月十五日	十月十六日	十月十七日	十月十八日	十月十九日
十月十五日	十月十六日	十月十七日	十月十八日	十月十九日
十月十五日	十月十六日	十月十七日	十月十八日	十月十九日

滋 賀 縣

戦争と滋賀県

3点とも【昭ひ2(5)】(昭和12年)



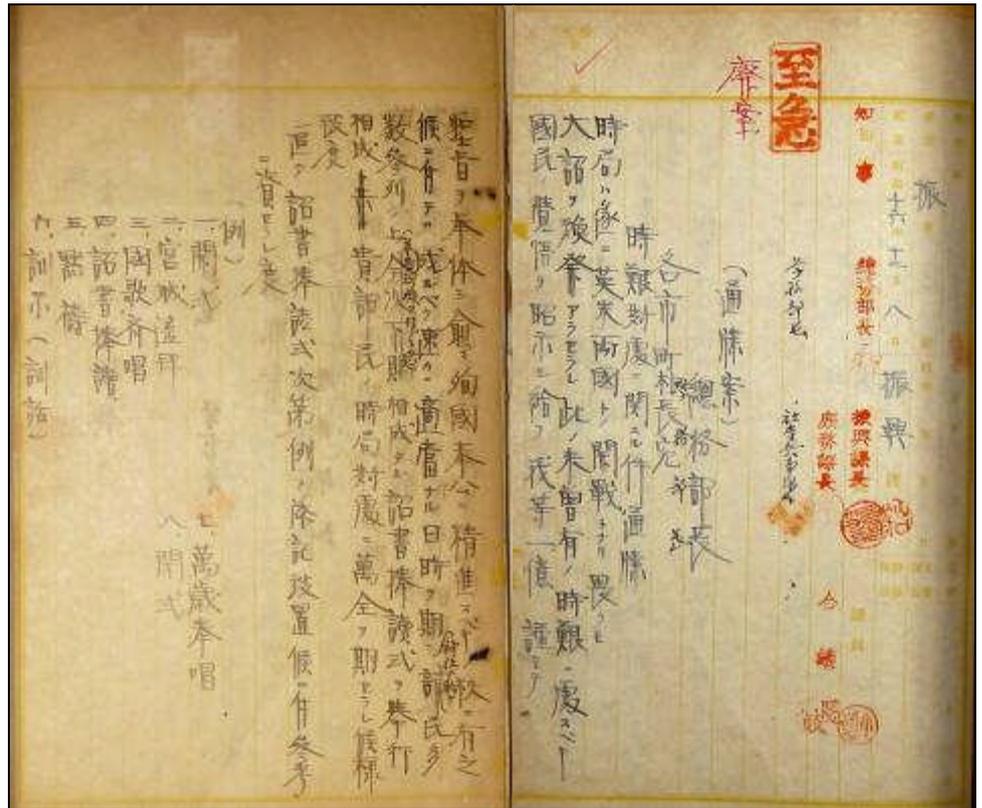
「北支派兵に関する決議」
 滋賀県中学校長一同
 昭和12年(1937年)
 7月23日

日本は昭和12年7月7日の盧溝橋事件を発端として、日中戦争を始める。同月23日に行われた県の中学校校長会議では、知事の訓示を受けて開戦を支持する宣言決議を行っている。

【昭ひ2(1)】 【 】は滋賀県歴史的文書の文書番号

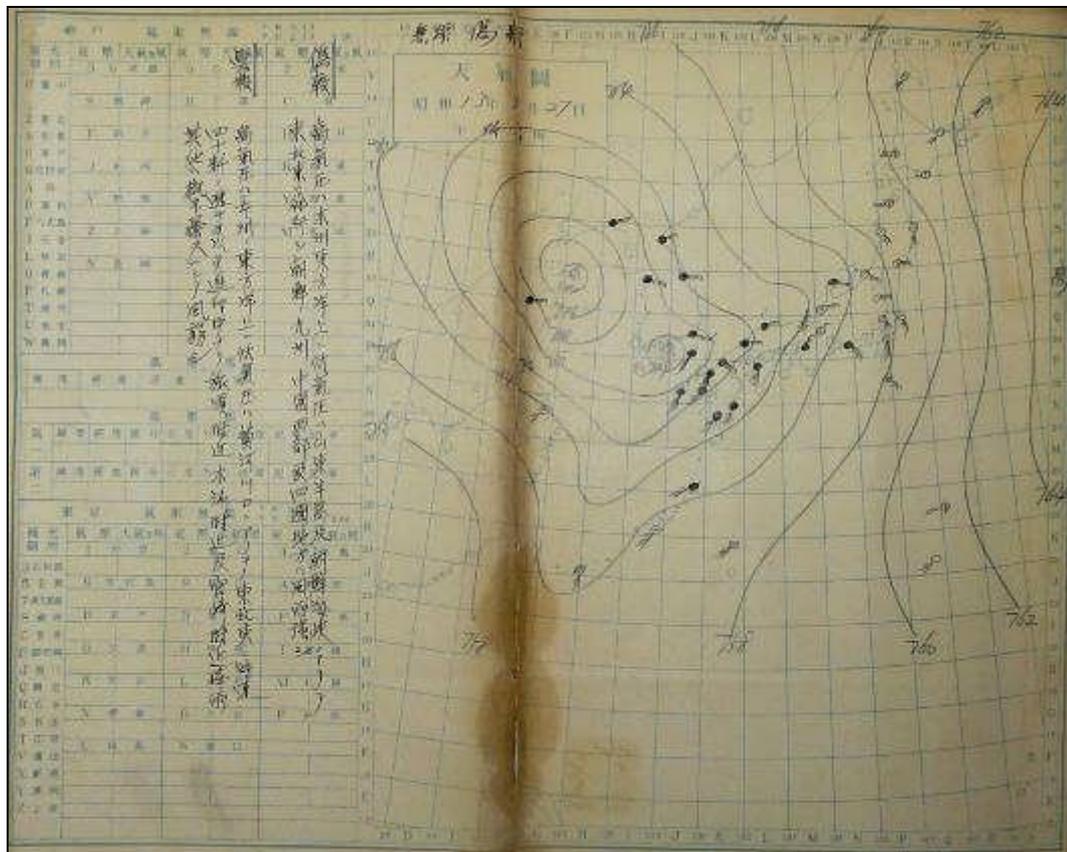
「時^{じかん}艱^い対^{たい}処^{ちよ}に関する件通牒」 昭和 16 年(1941 年) 12 月 8 日

昭和 16 年 12 月 8 日、日本は英米に宣戦布告を行い、太平洋戦争が始まる。
8 日付で各市町村長あてに通牒が出されている。「殉国奉公」に精進するよう呼びかけ、神社での「奉告祈願」と「詔書捧読式」の挙行が指示された。これは廃案となり、「奉告祈願」を「時艱突破戦勝祈願祭」に変え、式次第例を削った通牒が出された。



【昭こ 364 (46)】

「天気図・天気予報其の他にに関する件内申」 昭和 13 年 (1938 年)

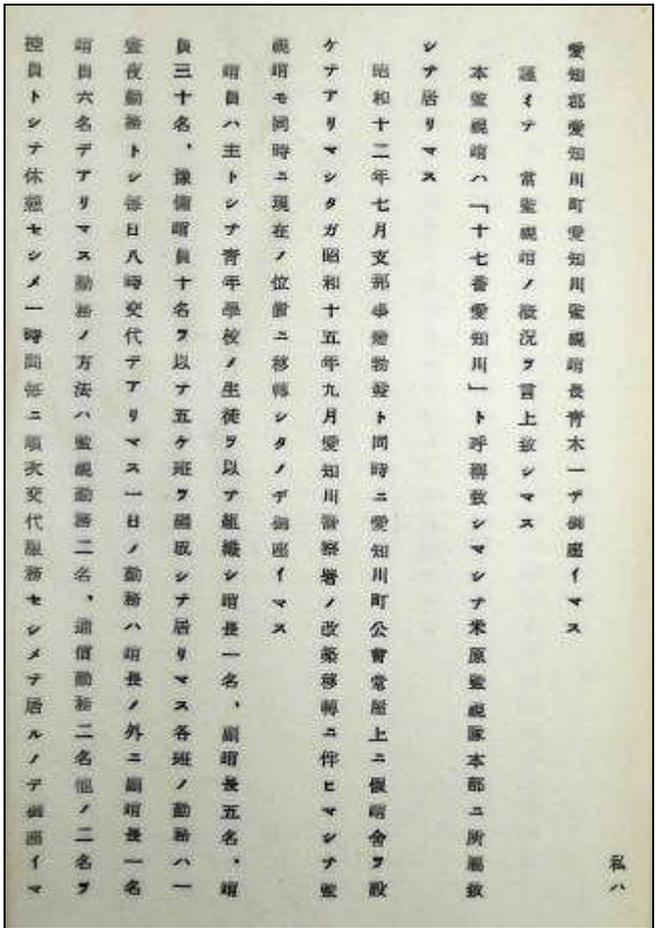


県の彦根測候所（現在の彦根地方気象台）は、「戦時の目的達成」のため、すでに国で行っているように天気予報の偽報を無線配信すると県に内申ししている。文書には「秘」の印がおされている。

【大た 74 (8)】

「言上書 愛知川防空監視哨の概況」
昭和 18 年(1943 年)

敵機の発見を目的とした防空監視哨が県内各地に設けられ、その活動のようすが陸軍大将・東久邇宮の視察のために用意された言上書に記されている。愛知川では昭和 12 年(1937 年)に公会堂屋上に仮哨舎を置いたが、専用の建物を造って 15 年に移転した。青年学校の生徒が毎日 6 人ずつ、朝の 8 時から翌日の朝まで 24 時間交代の監視を行った。場所柄、東の伊勢湾と北西の若狭湾方面を特に警戒している、と述べている。

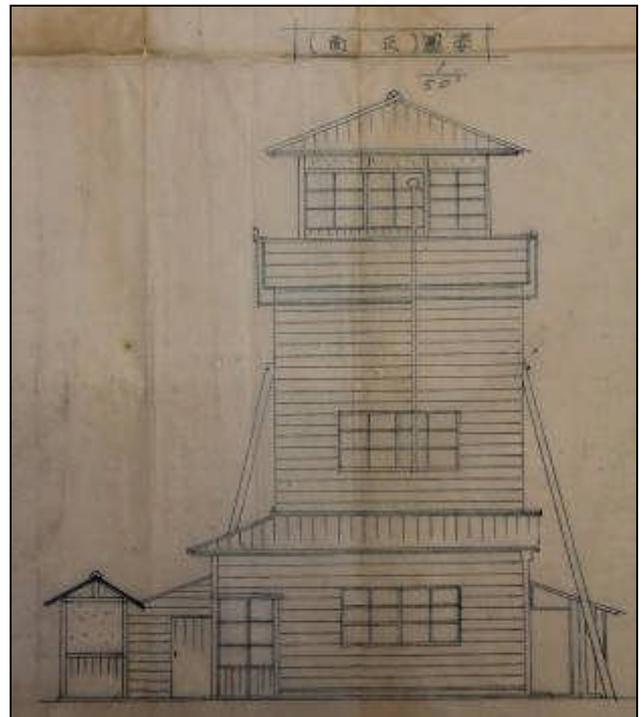


【昭か 33(1)】



「滋賀県防空監視哨配置並防空通信系統図」
昭和 14 年(1939 年) 【昭く 63 合 1(7)】

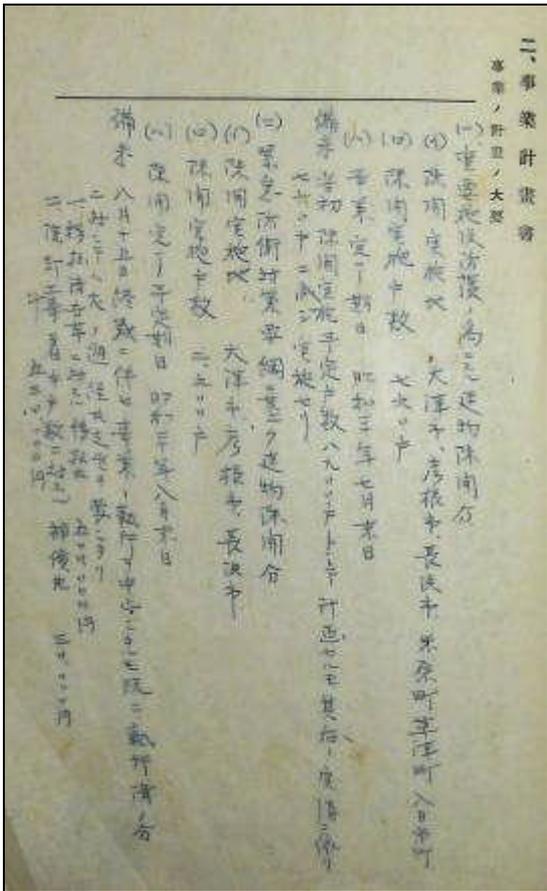
26 カ所の監視哨と監視本部(大津)が図示されている。



能登川防空監視哨正面図・平面図
昭和 18 年(1943 年) 【昭か 33(8)】

「借入説明書（建物疎開事業）」

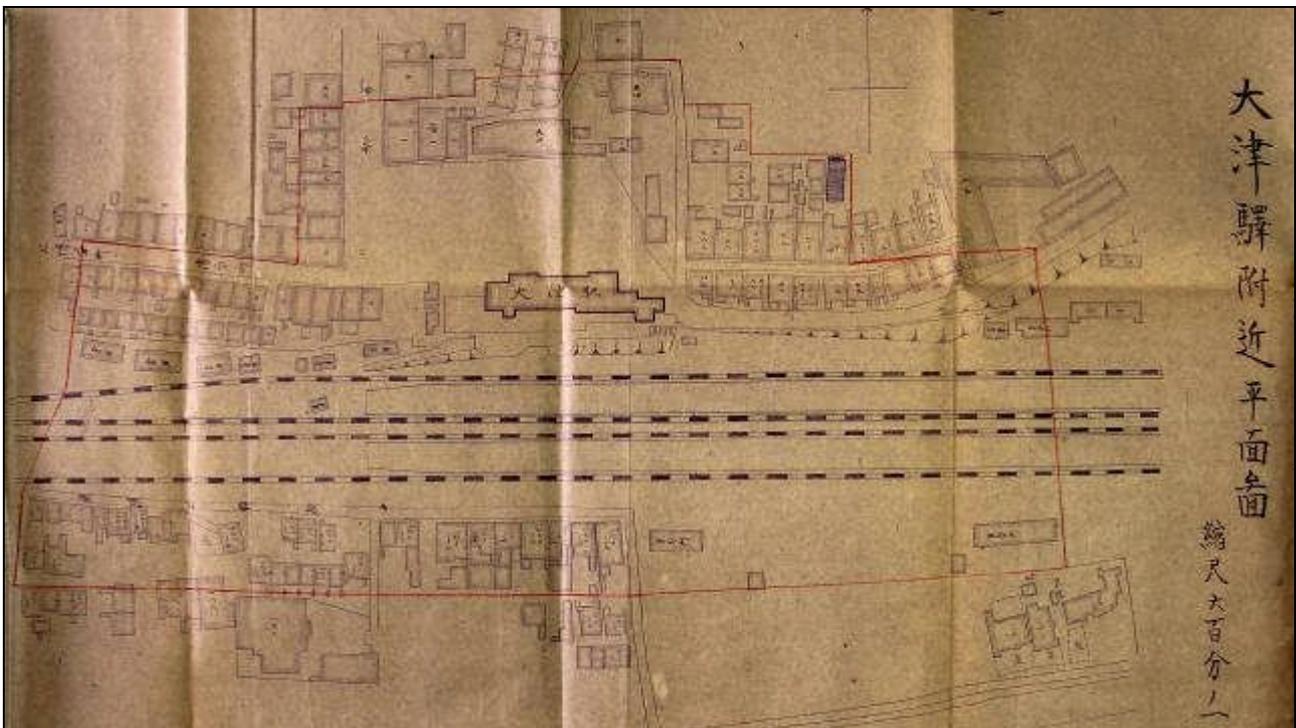
昭和 20 年（1945 年）



重要な施設の周辺の建物を取り壊し、被災時の延焼を防ぐという「都市疎開実施要綱」が昭和 18 年(1943 年)に決められ、県では 20 年 7 月 7 日に「滋賀県疎開実行本部規程」、同月 18 日に「滋賀県建物疎開事業保障委員会規程」が制定された。

規程に基づき、大津市の県庁、大津駅、日赤滋賀病院、市役所・滋賀銀行など 9 地区のほか、彦根・長浜市、米原・草津・八日市町で 7 月末までに 760 戸に立ち退きが要求され、家屋が強制的に取り壊された。さらに 8 月末までに 2,500 戸の撤去が予定されていたが、終戦を迎えて中止となった。しかし、すでに執行済みの家があったと書かれている。

【昭く 88(5)】



「大津駅付近平面図」

赤枠内の建物が撤去の対象となった。

【昭あ 152 (314)】

戦時下の生活

「国民貯蓄組合表彰賞品（支那事变貯蓄債券）」 昭和 15 年(1940 年)

戦費の捻出のため、昭和 13 年（1938 年）には、国民貯蓄運動が開始される。市町村、職場、学校に「国民貯蓄組合」がつけられ、それぞれで貯金が割り当てられた。結果、15 年には総貯蓄額 100 億円を達成する（15 年の国家予算（歳出決算額）58 億円）。

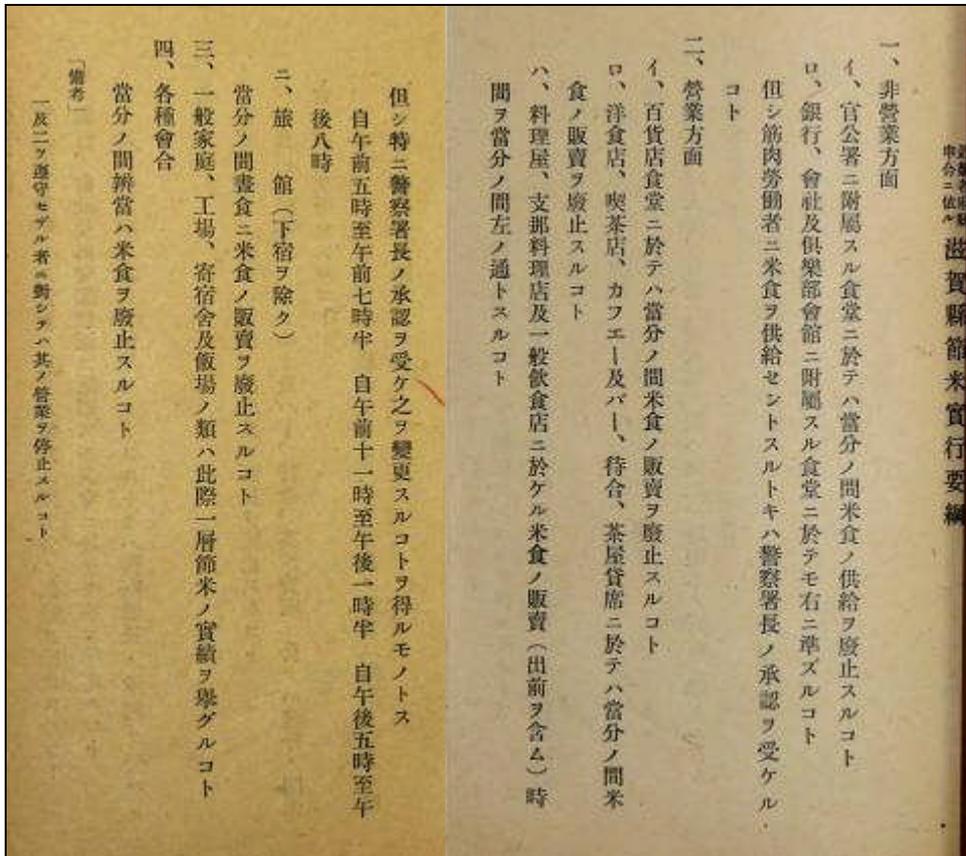
国民貯蓄の「成績優良」な組合に対して表彰が行われ、その賞品が債券で配られている。

【昭え 154】



「滋賀県節米実行要綱」

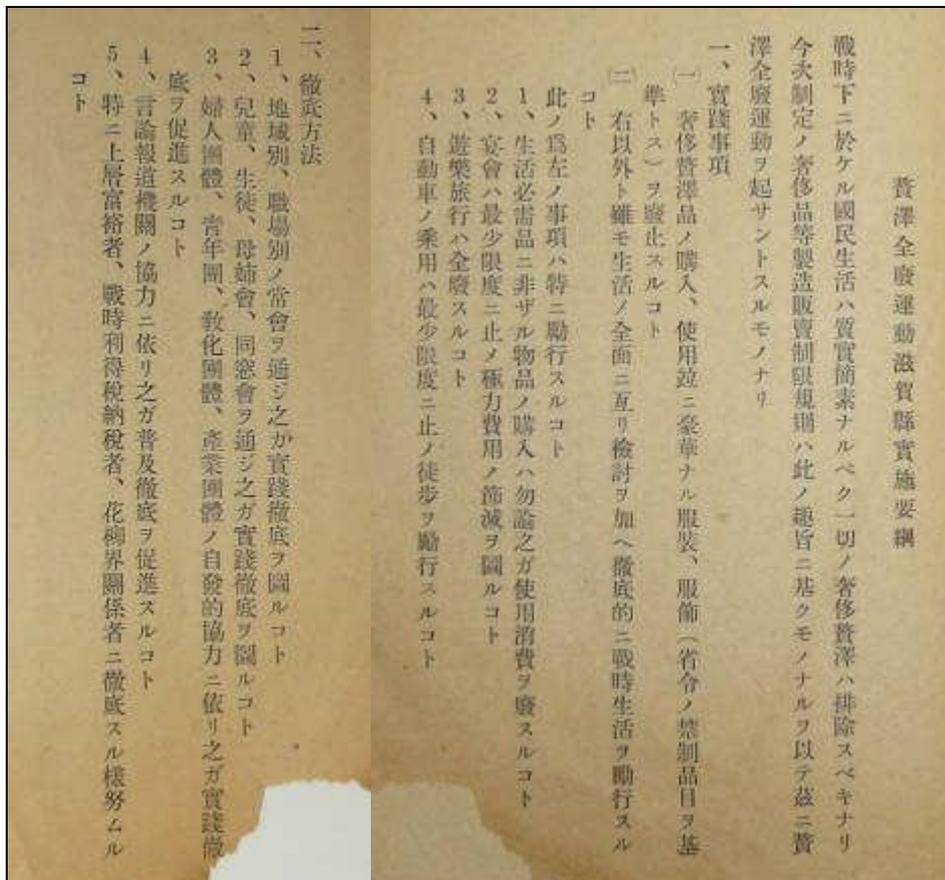
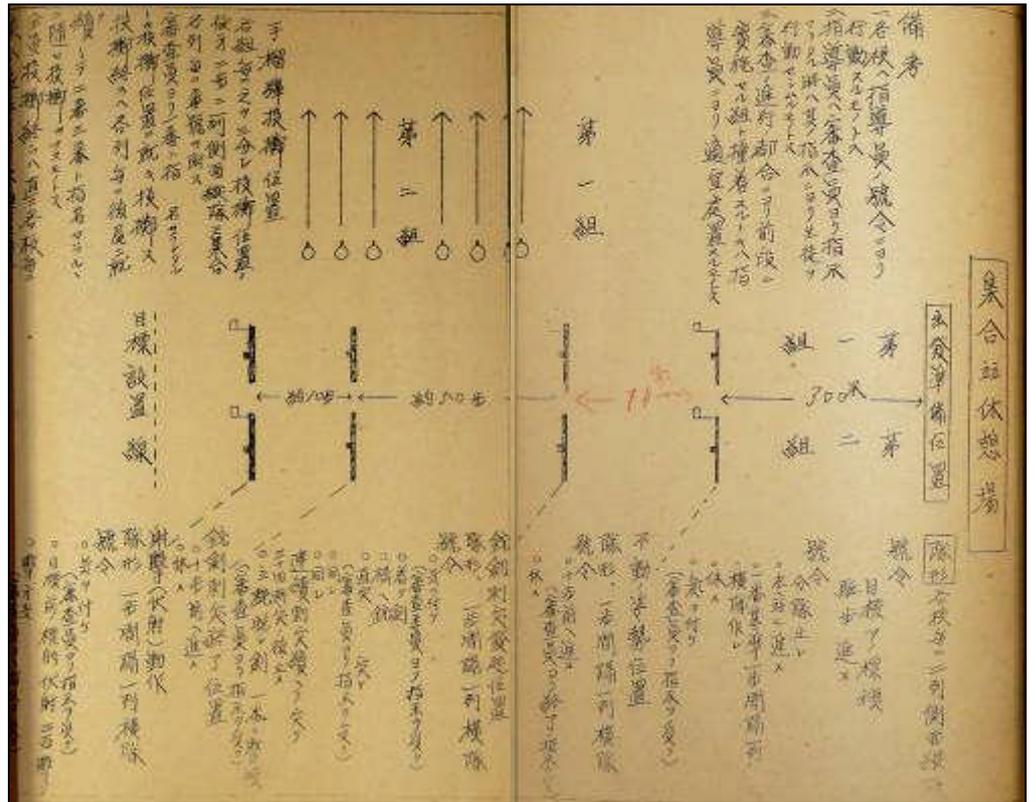
昭和 15 年（1940 年）7 月



米不足が問題となったことを受け、近畿各府県の申し合わせに基づき制定された要綱。官公署や銀行・会社等の食堂、百貨店食堂や洋食店・喫茶店・カフェなどで米食の供給・販売が当面廃止され、一般飲食店では定められた時間帯以外の米食販売が、旅館では昼食時の米食販売が禁ぜられた。これらを遵守しない場合、営業停止とすることが定められている。

【昭お 38 (16)】

昭和 14 年 12 月 11 日、京都連隊区司令部主催によって草津競馬場（草津市西茨川）で県下の 111 校が参加した「青年学校教練審査会」が行われた。各校 10 人が駆け足直後の「不動姿勢」、「銃剣刺突」、伏せての「射撃動作」、模擬手榴弾を使った「手榴弾投擲」を競った。成績 1 位は私立の東洋レーヨン青年学校、2 位は藤尾青年学校。



昭和 15 年 7 月 7 日施行の商工・農林省令「奢侈品等製造販売制限規則」（七・七禁令）に依りて県が定めた要綱。「実践事項」では、七・七禁令に準拠して贅沢品の購入・使用を禁じたほか、生活必需品以外の購入や使用、宴会、旅行、自動車利用などを廃止もしくは最小限度とし、徹底的に「戦時生活」を励行することとされた。後半は贅沢全廃の「徹底方法」を具体的に指示している。

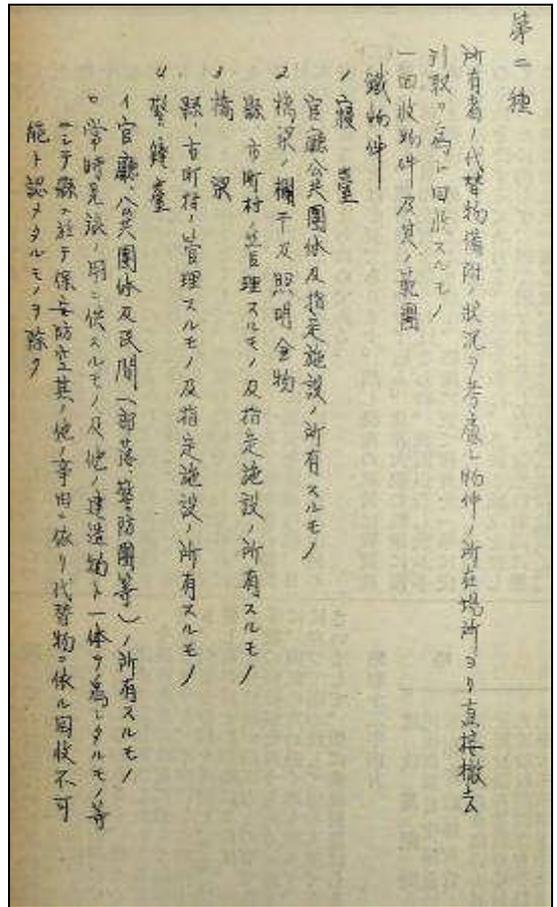
「滋賀県金属類非常回収実施要綱」

昭和 18 年(1943 年)

武器生産に必要な金属資源の不足を補うため、「金属類回収令」(昭和 16 年(1941 年))に基づき官公庁や民間から金属類の回収が行われた。

18 年に出した県の要綱では「直接撤去」する「鉄物件」には、橋梁の欄干や橋梁そのものも指定されている。「部落・警防団等」の所有する警鐘台と警鐘も回収の対象とされ、この時期に寺院の梵鐘も供出を迫られた。

用紙には、裏紙が使われており、物資不足のようすがうかがえる。(右文書)



【昭お 68(37)】

「戦時食生活 一混食、代用食、雑炊の栄養献立一」

昭和 20 年(1945 年)頃

戦地に米を送るため、その消費を節約することが「戦時国策」となっていた。節米のため、よく噛み、混食・代用食、雑炊・粥食を励行し、うどん・すいとんなどを食べるように推奨された。また、無砂搗米(搗き粉で精米していない米)は、とがないで炊くように指示されている。(下(左右)文書)

節米と雑炊の二石二斗をねらつて必ず守りたいこと

- 一 握り炊きをする事
- 二 米を湯がずに炊くこと
- 三 よくかむこと
- 四 混食・代用食を励行すること
- 五 雑炊・粥食を励行すること

定められた量を必ず守って炊くこと、その中から一握りでも一握りでも節米しよう。

無砂搗の米は湯が必要はありません。こしこしと煮ると米の食べられる部分の二、四分の大量と大切なビタミンの大半が流失します。

お茶づけ・しろかけの重事をそめてよくかめば、雑食にならないで健康の上にも大補とい。

混食・粥・餅・湯葉・玉蜀黍・芋類・野菜等と三割以上混食するとか、いろいろ混み合せて、代用食を工夫すると栄養は方解です。

雑炊・粥食を励行すること

一日に少くとも一旦は実行させよう。仕事の繁閑や年齢等を考へて回数は適宜に控製すればよい。

○栄養代用食献立

(本例はその一例を示すものなればこれ)

料 理 名	材料 品名	一人前数量	代用し得る食品	備 考
1、うどん 呉汁	小麦粉 大豆 味噌 醤油 葱 油	五〇〇 五〇 五〇 五〇 五	小麦粉 大豆 味噌 醤油 葱 油	水に溶いた大豆を味噌で煮る。小麦粉は湯に溶かして、前の大豆を煮て、小麦粉を溶かした汁に溶かす。小麦粉のときは湯を加えてよくかき混ぜる。
2、うどん 味噌汁	小麦粉 味噌 醤油 葱 油	五〇〇 五〇 五〇 五〇 五	小麦粉 味噌 醤油 葱 油	小麦粉は湯に溶かす。味噌は湯に溶かす。小麦粉のときは湯を加えてよくかき混ぜる。
3、うどん 味噌汁	小麦粉 味噌 醤油 葱 油	五〇〇 五〇 五〇 五〇 五	小麦粉 味噌 醤油 葱 油	小麦粉は湯に溶かす。味噌は湯に溶かす。小麦粉のときは湯を加えてよくかき混ぜる。
4、うどん 味噌汁	小麦粉 味噌 醤油 葱 油	五〇〇 五〇 五〇 五〇 五	小麦粉 味噌 醤油 葱 油	小麦粉は湯に溶かす。味噌は湯に溶かす。小麦粉のときは湯を加えてよくかき混ぜる。
5、うどん 味噌汁	小麦粉 味噌 醤油 葱 油	五〇〇 五〇 五〇 五〇 五	小麦粉 味噌 醤油 葱 油	小麦粉は湯に溶かす。味噌は湯に溶かす。小麦粉のときは湯を加えてよくかき混ぜる。

【昭こ 368(4-8)】